**食品ロス削減ボランティア活動推進事業仕様書**

1. **事業名**

食品ロス削減ボランティア活動推進事業

**２．事業目的**

　食品ロスの発生要因は多様であり、事業者の取組みだけではなく、消費者の一人ひとりの意識改革や行動変容が非常に重要である。

　そのため、大阪府では、令和３年度に、学校現場や家庭における食品ロスの学習ニーズの高まりを受け、「なんでやろう？食品ロス」カードゲームなどの教材ツール等を掲載したポータルサイトを作成し、学校での活用を推進している。

令和４年度から、それらのコンテンツを活用した消費者啓発を推進するため、「もったいないやん活動隊（以下、活動隊とする）」の養成講座を開講し、出前講座などの活動を実施できるボランティアを養成し、令和５年度には、事業者・市町村と連携し、「なんでやろう？食品ロス」カードゲームなどの啓発ツールを活用したイベントを開催し、活動隊とともに消費者啓発を推進した。

　令和６年度は、引き続き活動隊員の養成講座を開講するとともに、より地域に根差したボランティア活動を推進していくため、事業者、市町村、大学と共に、活動隊が主体となった地域課題解決モデルの創出を目的に実施する。

　　【もったいないやん活動隊の募集対象】

・大阪府内に在住又は在学若しくは在勤の方で満18歳以上の方（ただし、高校生を除く）

・地域、学校及び職場などで食品ロス削減に取組んでいる、又は今後取組みたい方

・養成講座を受講後、もったいないやん活動隊として登録し、食品ロス削減対策の推進を図るために消費者啓発などの活動を積極的に行っていただける方

**３．契約期間**

契約締結の日から令和７年３月20日（木）まで

**４．委託上限額**

　　2,911,000円（税込）

**５．事業内容及び提案を求める事項**

　（１）活動隊運営事務局の運営

受託者は「もったいないやん活動隊運営事務局」として、活動隊の人材管理・マネージメント及び人材の養成に関する以下の業務を行うものとする。

1. 活動隊員の人材管理・マネージメント
	1. 活動隊のＰＲを積極的に行い、活動の場を創出すること。また、運営事務局として、活動隊員を出前講座やイベントなどに参加させる場合は旅費を実費支給すること。

（活動の場の参考例）

学校等での出前講座、地域での食べきりレシピ教室、フードバンク団体でのボランティア活動など

* 1. 個々の活動隊員の活動について、助言やメンバー募集などのサポートを行うこと。
	2. 契約期間中、活動隊員全員（約40名）についてボランティア保険に加入すること。
	3. 活動隊の活動を通じ、活動隊員自身の意識や行動がどのように変化したのかアンケートを実施し、とりまとめること。
1. 活動隊員の養成

　活動隊は、隊員一人一人が食品ロスの現状や削減の必要性について知識を深め、自身が実践するだけでなく、地域活動や学校への出前講座など、他者への啓発活動等の活動を積極的に行うボランティアとして養成するため、令和４、５年度の開講内容（別添１参照）を元に、食品ロス削減に関する座学講習３回、体験実習１回の計４回の講座を開講すること。

1. 受講者の募集
* 養成講座の受講者を募集するためのチラシやホームページを作成し、サークル活動などを通じて食品ロス削減活動やボランティア活動を実施している大学生を中心に、幅広い年代を対象に募集すること。
* 募集人数は定員を20名とし、各講座の受講者数は、少なくとも10名以上が受講するよう、講座日程や事前告知に配慮すること。
1. 活動隊養成講座の開講
* 養成講座では、養成テキストを利用し、受託者が講師となって実施することを基本とするが、必要に応じて食品ロス削減に寄与する活動企業や団体など、外部講師を招くこと。
* 円滑な講座開講のため、司会・進行者、受付・会場設営者、記録者（写真撮影、筆記記録）など作業員を確保すること。なお、必要に応じてパワーポイント資料が投影できるよう機材を準備し、設営すること。
* 講座の説明内容を含めた当日の様子は、後日府のユーチューブなどの動画配信ツールに掲載するため、ビデオカメラ等で録画・編集し、各講座後に発注者へ納品すること。
* 養成講座の開講にあたり、万一の事故に備えて受講生分のボランティア保険に加入すること。
1. 養成講座に関するテキスト作成
* 令和４、５年度に作成した養成テキスト（別添２参照）を基本としつつ、食品ロスの発生状況や事業者の事例など、最新の状態に改定し、初回講座までに作成したものを受託者に納品すること。
	1. 「なんでやろう？食品ロス」カードゲームの作成・印刷

・　令和３年度に府が作成した食品ロス削減カードゲームについて、（イ）の養成講座で用いることとし、以下の内容で作成・印刷し、納品すること。

・　印刷に必要なデータ（aiデータ等）は発注者から提供する。

|  |
| --- |
| 「なんでやろう？食品ロス」カードゲーム印刷仕様【セット内容】カード64枚＋「ごみ焼却施設シート」１枚＋ケース１個【セット数】100セット（受講者20名×5セット）【各仕様】　○カード仕様：* 用紙：コートカード紙265kg　　　　　　 ・仕上がりサイズ：W63mm×H89mm
* カラー：両面フルカラー印刷　　　 ・加工：四隅角丸　R3mm

○「ごみ焼却施設シート」の仕様・用紙：マットコート110kg　 　　　　　　・仕上がりサイズ：B6・カラー：片面フルカラー印刷○ケースの仕様・サイズ（目安）：縦10.5cm×横7.5cm×高さ３cm・耐久性があり、カードゲームが入ること【参考】ポータルサイト　食品ロスカードゲーム（URL：<https://www.osaka-foodlosszero.jp/game/index.html>） |
| （提案を求める内容）* 活動隊の人材管理について、管理体制、緊急時・危機管理対応等について提案すること。また、今後の活動隊の自主的な取組みを促すために、活動隊に実施するアンケート調査の内容を提示すること。
* 環境・食品ロス削減に取り組む大学サークルに参加する若年層を中心に、広い年代かつ関係主体に受講者を募集する対象と手法について、特に新たな参加者につながる募集先や手法について具体的に提案すること。
* 養成講座の実施計画案（日程、場所、各講座の概要）を具体的に提案すること。
* 養成講座やテキストの内容について、発注者が示す開講内容（別添１参照）及びテキスト内容（別添２参照）をもとに具体的に提案すること。特に、外部講師や講義内容については、食品ロスをめぐる様々な社会情勢に適したものであるか、また食品ロスに関して行動変容につながるものであるか、選定理由も含めて提案すること。
 |

（２）地域の食品ロス削減の検討・実践の場づくり

　　受託者は、おおさか食品ロス削減パートナーシップ事業者や、食品ロス削減に取り組む大学、事業者と連携し、活動隊が主体となり地域一体となった食品ロス削減を行うための検討会を開催する。また、検討会で得られた企画を、予算の範囲内で実現できるよう発注者を含む関係者と調整し、活動隊が実践する場を開催・運営し、地域課題の解決における活動隊のかかわり方や検討・実践の手順などをわかりやすく整理し、手順書として取りまとめること。

なお、令和６年度は吹田市、吹田市内にあるショッピングモールと連携して事業を実施することとし、事業実施にあたっては事前に発注者と協議のうえ、決定すること。

* 1. 地域における食品ロス削減の検討会の開催について

受託者は、吹田市内のショッピングモールをフィールドとして、地元住民に対し食品ロス削減に楽しく参加できるような取組みやイベントについて検討する場を企画・実施する。

1. 参加者の募集
* 令和４、５年度に養成した活動隊（約40名）及び令和６年度養成講座受講者に対し、参加者を募集すること。
* 活動隊以外の参加者については、受託者と協議のうえ調整すること。
1. 検討会の開催
* 地域一体での取組みを検討するにあたり、フィールドワークやワークショップを開催する。なお、会場については受託者と協議のうえ調整すること。
* 各検討会には、食品ロスに詳しい有識者や食品ロス削減に取り組む事業者をファシリテーターとして招聘すること。
* 円滑な検討会開催のため、司会・進行者、受付・会場設営者、記録者（写真撮影）など作業員を確保すること。なお、必要に応じてパワーポイント資料が投影できるよう機材を準備し、設営すること。
	+ 1. 企画の調整・準備
* 受託者は、上記（２）①で得られた企画内容について、発注者が実施する食品ロス削減ネットワーク懇話会や、協力事業者の意見を収集できる機会等を設けたうえで、実施すると決まった企画について調整、準備する。

食品ロス削減ネットワーク懇話会：<https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/foodloss/network.html>

* 活動隊が実践する消費者啓発に関する活動の実施にあたっての経費はすべて見込むこと（イベントブース設営費、啓発資材の印刷代、等）。

【企画とその調整・準備の例】

・企画例１：近隣小学生を対象とした啓発イベントを開催

（調整例）告知用のポスター・チラシを作成し、近隣小学校へ配布する

　　　　　参加者に対するインセンティブを準備する

・企画例２：「てまえどり」「食べきり」「持ち帰り」などを事業者と連携して啓発する

（調整例）効果的な啓発手法を活動隊と共に検討し、具体化する

啓発媒体を作成し、協力してくれる店舗と調整して掲示する

* + 1. 実践の場（食品ロス削減イベント等）の開催・運営
* 吹田市内にあるショッピングモールにおいて、（２）①、②で決まった企画を元に、消費者向けの食品ロス削減啓発イベント（仮称）を開催する。
* イベントの企画内容・規模に応じてイベント保険に加入すること。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）* 検討会の具体的な実施方法について、地域に根差した食品ロス削減の検討の場となるように、実施計画案（募集人数、回数、日程、各検討会のテーマ・実施方法）を具体的に提案すること。特に、実践の場で求める「消費者が楽しく参加できる取組み」を活動隊が主体となって検討できるテーマや方法を提案すること。
* 検討会に招聘するファシリテーターの候補及び選定理由を提案すること。
* 効果的な消費者啓発の実践の場となるよう、受託者が想定する企画・調整の内容や、消費者向けの食品ロス削減啓発イベント（仮称）の企画案（テーマ、主なターゲット層、参加人数、内容、運営体制）について提案すること。
 |

（３）業務進行予定の策定及び進行管理

* 業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係　　機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を構築すること。
* スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを設定すること。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）* 業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を示すこと。

※実施体制は、役割分担等を明示した「組織（人員）体制表（様式自由）」として提出可。 * スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを表形式で示すこと。
* 実施に関し、想定している連携事業者・機関等があれば、提案すること。
* 過去に、同種又は類似の事業実績を有する場合は、それらを具体的に示すこと。
 |

**６．事業全体に係る留意点**

1. 経費について

本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受託者が負担すること。

（２）著作権及び個人情報の保護等について

* + - 本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
		- 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、主演者等の確保、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受託者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
		- 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
		- 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
		- 受講者の連絡先などの業務の履行に当たり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。
		- 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。

**７．委託事業完了後、発注者へ提出するもの**

受託者は、事業終了後、４．事業内容及び提案を求める事項、５．事業全体に係る留意点に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和７年３月20日までに発注者に納品すること。（詳細は別途協議とする。）

1. 紙媒体
* 事業完了報告書（正副１部ずつ）
1. 電子媒体（CD-R等1枚）
* 事業完了報告書（４．（１）、（２）の事業実施に関すること）
* 養成テキスト
* 養成講座・検討会の写真及び動画等
* 受講者の連絡先等の名簿
* ４.（２）の検討・実践の場づくりにおける手順書

（３）その他発注者が指示するもの

**８．再委託**

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| 1　再委託の承認(1)　次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。　　ア　業務の主要な部分を再委託すること。　　イ　契約金額の相当部分を再委託すること。　　ウ　競争入札における他の入札参加者に再委託すること。　　エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。２　承認する場合に付する条件(1) 受託者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受託者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。(2) 受託者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受託者に通知する。(3)　(2)の受託者への通知においては、「受託者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。(4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受託者に対し随時報告を求めるものとする。 |

**９. 実施状況の報告**

* 受託者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。（報告様式自由）
* 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

**10．委託事業の運営**

* 受託者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

**11．その他**

* 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
* 受託者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
* 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
* 受託者は、発注者と本事業の委託契約を締結する際には、事前に提案内容をもとに府と協議を行い、事業内容を正式に決定すること。
* 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
* 印刷物については、原則、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>）

* 本事業の実施にあたり、国や市町村の施策等との連携を検討するほか、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。